

## 入札公告

下記物件の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、岩出市財務規則（平成18年岩出市規則第33号）第62条及び岩出市普通財産売払事務取扱要綱（平成17年岩出市要綱第28号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、当該公告にて記載する事項及び様式等については、岩出市普通財産売払事務取扱要綱によるものとする。

令和8年5月1日

岩出市長 中 芝 正 幸

### 1 入札に付する事項について

- (1) 物件番号 岩土再第6-2号  
財産名称 市有地（東坂本）  
所在地 岩出市東坂本字烏池 218番10  
土地 面積 111.69㎡ 地目 宅地  
予定価格 2,740,000円

※詳細は別紙「物件調書」に記載のとおりとする。

- (2) 物件番号 岩土再第6-4号  
財産名称 市有地（吉田）  
所在地 岩出市吉田字梓ノ内 288番12  
土地 面積 102.56㎡ 地目 宅地  
予定価格 2,950,000円

※詳細は別紙「物件調書」に記載のとおりとする。

### 2 入札参加申請等について

#### (1) 入札参加申請書

- ア 提出期間 公告日から令和8年6月19日まで 午前9時00分から午後5時30分  
(ただし、閉庁日は除く。郵送の受付は行いません。)
- イ 提出先 岩出市役所 事業部都市計画課 岩出市西野209番地  
0736-61-6938 (直通)
- ウ 提出書類 (ア) 普通財産売却一般競争入札参加申込書  
(イ) 個人 住民票の写し(連名の場合は全員の分)  
法人 法人登記簿謄本(連名の場合は全員の分)、役員一覧  
(ウ) 印鑑証明書(連名の場合は全員の分)  
(エ) 身分証明書又は身分を確認できる書類(法人にあっては資格証明書等)  
※個人の場合は、本籍地の市役所で取得できます。  
(オ) 納税証明書(岩出市税に係る未納がない旨を証する書類)  
(カ) その他、必要と認められる書類

(2) 入札参加資格の確認について

入札参加資格の要件を満たさない場合のみ通知するものとする。

3 入札の場所及び日時について

(1) 入札の場所 岩出市役所 2階第3会議室 岩出市西野209番地

(2) 入札の日時 令和8年6月30日(火)

【1】物件番号 岩土再第6-2号 午前 9時30分

【2】物件番号 岩土再第6-4号 午前10時00分

4 現地説明会について

(1) 申込先 入札参加申請書提出先と同じ

(2) 申込方法 電話にて受け付けます。

(3) 現地説明会日時 申込時にお伝えします。

5 契約条項を示す場所及び期間に関する事項について

(1) 契約条項を示す場所 入札参加申請書提出先と同じ

(2) 期間に関する事項 入札参加申請書提出期間と同じ

6 入札保証金、契約保証金及び売買代金に関する事項について

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札参加申込みをした財産の予定価格の10分の1以上の入札保証金を入札執行日の5日前までに納付しなければならない。なお、入札保証金については、落札者決定後に還付するものとする。ただし、落札者については契約締結後に還付するものとし、また、契約保証金の一部に充当することができるものとする。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、当該契約を締結する前に売買代金の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金は売買代金に充当することができる。

(3) 売買代金

契約を締結した者は、契約書に定める期限までに売買代金を納付しなければならない。契約保証金を充当した場合は売買代金から契約保証金を控除した額とする。

7 議会の議決に関する事項について

本売払の契約締結については、岩出市議会の議決は不要です。

8 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

個人又は法人は当該入札を申込みることができるものとし、連名での申込みも可能とする。ただし、次に掲げる者は申込みすることができない。

(1) 岩出市の行った普通財産の売払に関し、入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者で、その事実があった日から2年が経過していない者

(2) 岩出市の行った普通財産の売払に関し、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を結ぶことを妨げた者で、その事実があった日から2年が経過していない者

(3) 岩出市の行った普通財産の売払に関し、正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者で、その事実があった日から2年が経過していない者

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する次の者

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団員等」という。）又は次のいずれかに該当する場合を含む。

- ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- イ 入札に付する市有地等を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
- ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団員等の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ク 暴力団員等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ケ アからクに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下のある団体

(6) 岩出市税等を完納していない者

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する岩出市職員

## 9 入札方法

- (1) 入札は、市指定の入札書（別記第4号様式）に入札する事項を記入して、記名押印のうえ、所定の時刻までに自ら入札箱に投函しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状（別記第5号様式）を提出し、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名し押印する。
- (3) 入札金額は、土地価格とする。なお、当該物件は非課税財産となる。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (5) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。
- (7) 入札者が一人で予定価格以上のときは、当該入札者を落札者とする。
- (8) 入札価格が同額の場合は、くじにて落札者を決定するものとする。

## 10 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

- (3) 金額を訂正した入札書による入札
- (4) 金額の記入がない入札書による入札
- (5) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (7) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名押印を欠いた入札書
- (8) その他入札の関する条件に違反した入札

11 失格について

入札公告において示した入札条件に違反した入札

12 入札の中止について

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、入札を中止することができる。

13 契約の締結について

入札日から10日以内に、別紙市有財産売買契約書により契約を締結するものとする。印紙等の契約締結にかかる費用は落札者の負担とする。

14 所有権の移転について

落札者が売買代金を完納したときに移転するものとする。所有権移転登記は市で行うものとする。ただし、登記に係る登録免許税等は落札者の負担とする。

15 契約不適合責任について

落札者に対し、消費者契約法などの強行法規に反しない限り、一切の契約不適合責任を負わないものとし、本件目的物が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求することができない。また、契約不適合の通知期間は3か月とする。

16 各種調査

本物件について、地質・構造調査、地下埋設物調査、地盤調査、埋蔵文化財調査、土壌汚染調査、PCB調査等は行っておらず、敷地内にある工作物、樹木等を含めて、現況有姿での引き渡しとする。引き渡し後の問題の処理や調査については落札者の負担とする。

17 用途制限

売払いを受けた物件を次に掲げる事業の用に供することはできない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所
- (4) 宗教活動